

放送大学チャレンジ募金実施本部設置要綱

令和5年5月12日
常勤理事会決定第4号
改正 令和8年3月24日

(設置及び目的)

第1条 放送大学チャレンジ募金（以下「募金」という。）の実施にあたり、募金に関する重要事項を審議するとともに、効果的な募金活動や募金の目的に即した執行のため、放送大学チャレンジ募金規程第4条の規定に基づき、放送大学チャレンジ募金実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 実施本部は、次に掲げる事項について審議を行う。

- 一 募金の創設に関すること。
- 二 募金活動に関すること。
- 三 募金の予算及び決算に関すること。
- 四 寄附者への謝意の表明に関すること。
- 五 その他募金の管理運営に関すること。

(組織)

第3条 実施本部は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 総務担当理事、財務担当理事及び学務担当理事
- 二 事務局長
- 三 審議役
- 四 部長
- 五 参事役
- 六 総務課長、広報課長、財務課長、経理課長、教務課長、学生課長、学習センター支援室長及び総合戦略企画室長
- 七 その他本部長が指名する者

2 実施本部に本部長を置き、総務担当理事をもって充てる。

3 本部長に事故があるときは、第1項に定める構成員の中からあらかじめ本部長が指名した者がその職務を代行する。

(会議)

第4条 会議は必要に応じ、本部長が招集し、本部長は会議の進行を務める。

(庶務)

第5条 実施本部の庶務は、総務部総務課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月12日から施行する。

附 則（令和8年3月24日）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。